

東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画
(令和8年度改定)

令和8年4月

東京都

目次

第1章 計画の策定	1
1 背景と目的	1
2 防除の対象種	1
3 防除を行う区域	1
4 防除を行う期間	1
第2章 アライグマ・ハクビシン対策の現状と課題	2
1 生息状況	2
2 被害状況	3
3 対策状況	8
4 各種支援及び情報提供等	16
5 成果と課題	17
第3章 本計画の内容	18
1 計画の目標	18
2 防除	18
3 計画の推進	22
4 普及啓発	22

第1章 計画の策定

1 背景と目的

東京都では、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づき特定外来生物に指定されているアライグマ及び「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（通称「生態系被害防止外来種リスト」）において総合対策外来種に選定されているハクビシンにより、生態系被害、生活環境被害及び農業被害が多数発生している。

都は、平成25（2013）年12月に最初の「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」を策定し、以降3回の改定を行いつつ、区市町村と連携しながら対策を進めてきた。その結果、アライグマ及びハクビシン対策を実施する区市町村の数と、両種の捕獲のための捕獲努力量及び捕獲数は、いずれも大きく増加した。

しかし、両種の個体数増加や分布拡大が抑制されたとはいえず、被害は依然として継続し、アライグマは区部全域で捕獲されるようになり、生息域は拡大したと考えられる。

こうした現状から、今後ともアライグマ・ハクビシン対策を実施し、強化していく必要があるため、これまでの計画を改定し、引き続き「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画（以下「本計画」という。）」を定める。

なお、アライグマとハクビシンはその生態や被害状況に類似する部分があることから、共通の計画に基づく防除を実施することが効率的かつ効果的であるため、本計画はアライグマ（カニクイアライグマを含む。）及びハクビシンの両種を対象とする。

2 防除の対象種

ネコ目アライグマ科アライグマ属

アライグマ（学名：*Procyon lotor*）

カニクイアライグマ（学名：*Procyon cancrivorus*）

ネコ目ジャコウネコ科ハクビシン属

ハクビシン（学名：*Paguma larvata*）

3 防除を行う区域

東京都全域（ただし島しょ部を除く）

4 防除を行う期間

令和8（2026）年4月1日から令和13（2031）年3月31日まで

第2章 アライグマ・ハクビシン対策の現状と課題

1 生息状況

令和6(2024)年度に、生息情報の少ない地域を候補地として、都立公園や保全地域18か所で、アライグマ・ハクビシン生息状況調査(カメラ調査等)を実施した。

区部では、初めて調査を実施した4カ所(日比谷公園、代々木公園、尾久の原公園、石神井公園)のうち、日比谷公園でハクビシンが確認され、代々木公園でアライグマとハクビシン両種が確認された。また、平成30(2018)年度から令和元(2019)年度に調査を実施した木場公園では、今回の調査でアライグマが確認された。多摩部では、初めて調査を実施した野川公園と保谷北町緑地保全地域でアライグマとハクビシン両種が確認された。また、立川崖線緑地保全地域では令和元(2019)年度にアライグマが確認されていたが、今回の調査ではハクビシンが確認された(表1)。

都内におけるアライグマ及びハクビシンの分布とその拡大経緯の詳細は把握されていないが、アライグマは多摩部だけでなく区部にも生息範囲を拡大しているとみられ、ハクビシンについては変わらず都内全域に広く分布していると考えられる(p12 図11、p14 図13参照)。

表1. 平成30～31年度、令和6年度のカメラ調査情報によるアライグマ・ハクビシンの生息状況の結果(令和6年度に調査をした都立公園、保全地域のみ表示)

公園名	所在地	アライグマ			ハクビシン		
		平成30年度	平成31年度	令和6年度	平成30年度	平成31年度	令和6年度
1 日比谷公園	千代田区	調査なし	調査なし	×	調査なし	調査なし	○
2 浜離宮恩賜庭園	中央区	調査なし	×	×	調査なし	○	○
3 芝公園	港区	×	×	×	○	○	○
4 谷中霊園	台東区	調査なし	×	×	調査なし	×	×
5 横綱町公園	墨田区	×	×	×	○	○	○
6 木場公園	江東区	×	×	○	○	○	×
7 代々木公園	渋谷区	調査なし	調査なし	○	調査なし	調査なし	○
8 尾久の原公園	荒川区	調査なし	調査なし	×	調査なし	調査なし	×
9 石神井公園	練馬区	調査なし	調査なし	×	調査なし	調査なし	×
10 武蔵野中央公園	武蔵野市	調査なし	○	×	調査なし	○	×
11 神代植物公園	調布市	調査なし	×	○	調査なし	○	○
12 野川公園	三鷹市、調布市、小金井市	調査なし	調査なし	○	調査なし	調査なし	○
13 武蔵野の森公園	三鷹市、府中市、調布市	×	○	○	○	○	○
14 国分寺姿見の池	国分寺市	○	○	○	○	○	○
15 清瀬中里緑地保全地域	清瀬市	×	調査なし	○	○	調査なし	○
16 小山緑地保全地域	東久留米市	○	×	×	○	○	○
17 立川崖線緑地保全地域	羽村市	調査なし	○	×	調査なし	×	○
18 保谷北町緑地保全地域	西東京市	調査なし	調査なし	○	調査なし	調査なし	○

○：撮影あり ×：撮影なし ■：生息が初めて確認された場所

2 被害状況

(1) 生態系被害

アライグマ・ハクビシンによる生態系被害については十分な調査データがなく、不明な点が多いが、特にアライグマによる両生類の被害が著しいとされている。

東京都レッドリスト（本土部）2020年版によれば、絶滅危惧種であるトウキョウサンショウウオ（絶滅危惧ⅠB類）は基準産地のあきる野市・日の出町の丘陵部において30年間で個体群が1/3に衰退したと推定され、その原因として谷戸田の乾燥化や人による採集などとともに、アライグマによる捕食が挙げられている。

(2) 生活環境被害

区部では、アライグマ・ハクビシン等の相談件数は、令和3（2021）年度から横ばい傾向となっている（図1）。一方、多摩部では、相談件数が年々増加をしており、近年はアライグマ・ハクビシンどちらの種か不明な情報も多く寄せられている（図2）。

情報の内容としては、区部、多摩部ともに、目撃が多く、次に家屋や倉庫等への侵入、庭等の果樹の食害やアライグマによる観賞魚（金魚やコイなど）の食害等の被害相談が多い（図3、4）。

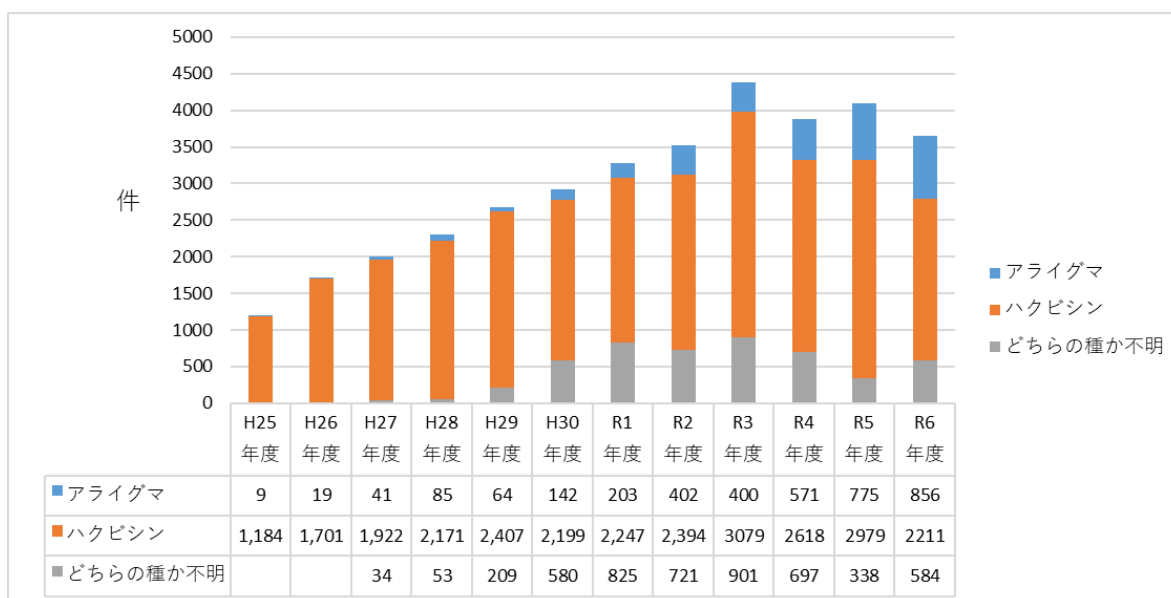


図1. 区部における相談件数の推移

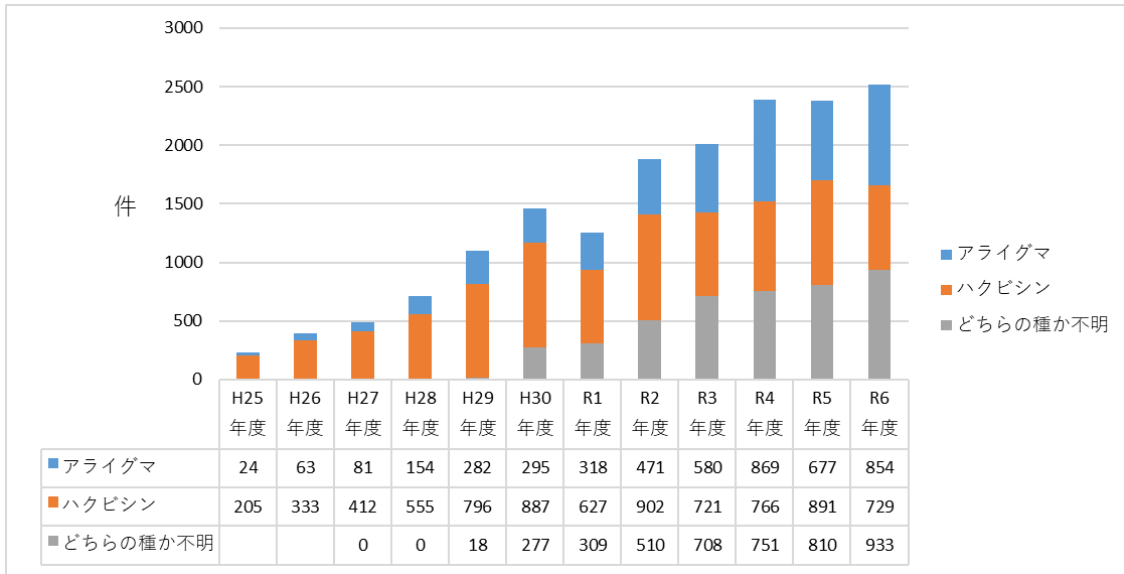


図2. 多摩部における相談件数の推移

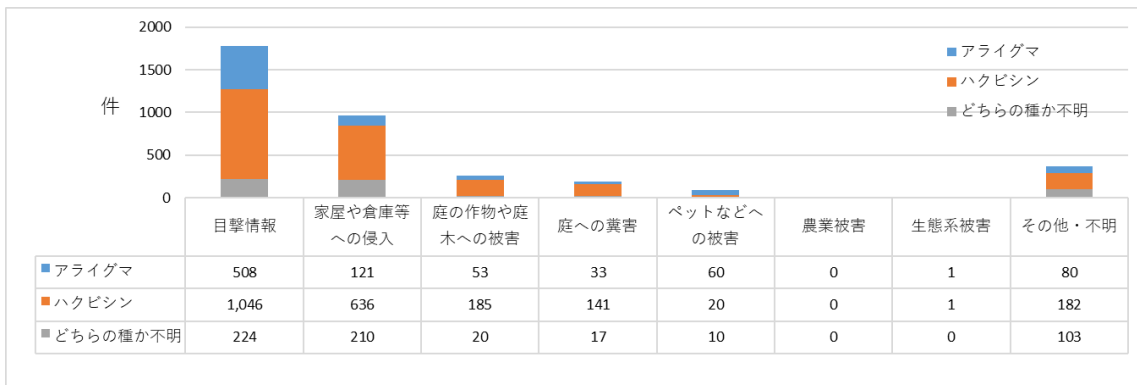


図3. 区部における相談件数の内訳(令和6年度)

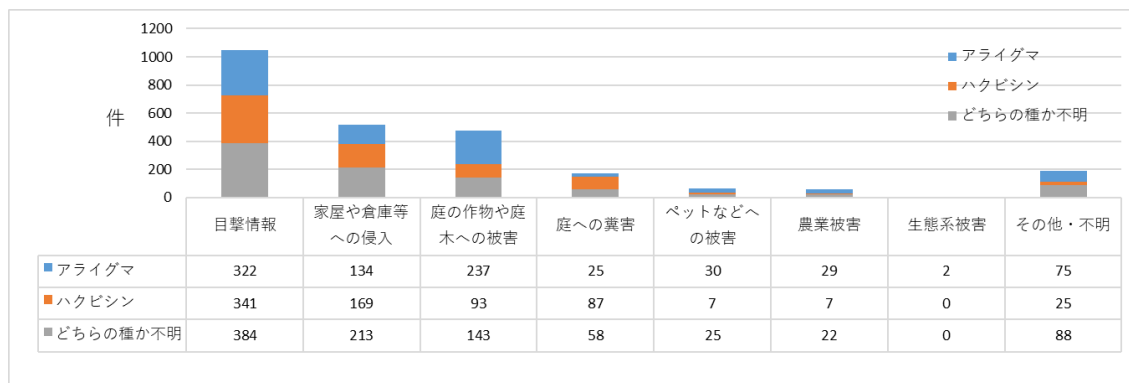


図4. 多摩部における相談件数の内訳(令和6年度)

(3) 農業被害等

アライグマ・ハクビシンは、継続的に大きな農業被害を引き起こしている。主な被害作物としては、スイートコーン、ブドウ、ブルーベリー、ナシ、トマトなどの果樹や野菜があげられている。

アライグマによる農業被害は主に多摩部で発生しており、年によってばらつきがあるが増加傾向にある。平成 28 (2016) 年度以降の被害が多くなっており、令和 4 (2022) 年度は南多摩での被害が特に大きくなった (図 5、6)。また、観賞魚(金魚やコイなど)の養魚施設において、養殖被害が発生している。

ハクビシンによる農業被害の規模はアライグマを大きく上回る。平成 15 (2003) 年度頃から被害が多くなり、アライグマと同様に平成 28 (2016) 年度頃から被害が更に増加した。被害は北多摩と南多摩が中心であり、令和 2 (2020) 年度の被害は特に大きくなった (図 7、8)。

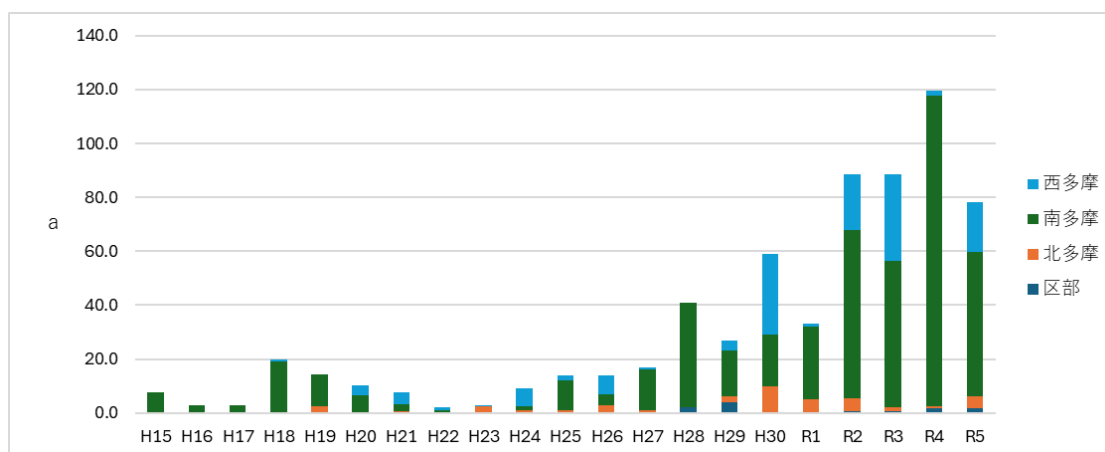


図5. アライグマによる農業被害面積の推移

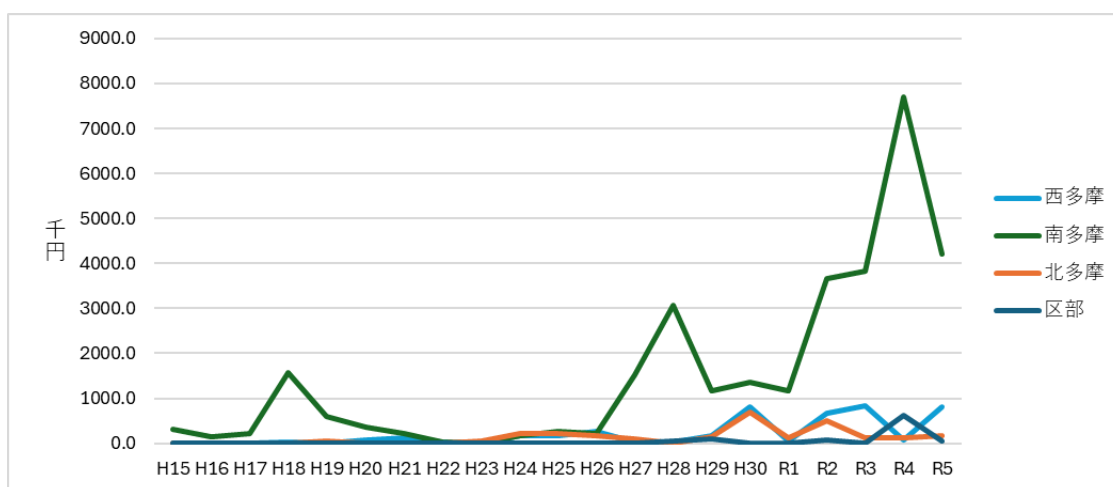


図6. アライグマによる農業被害金額の推移

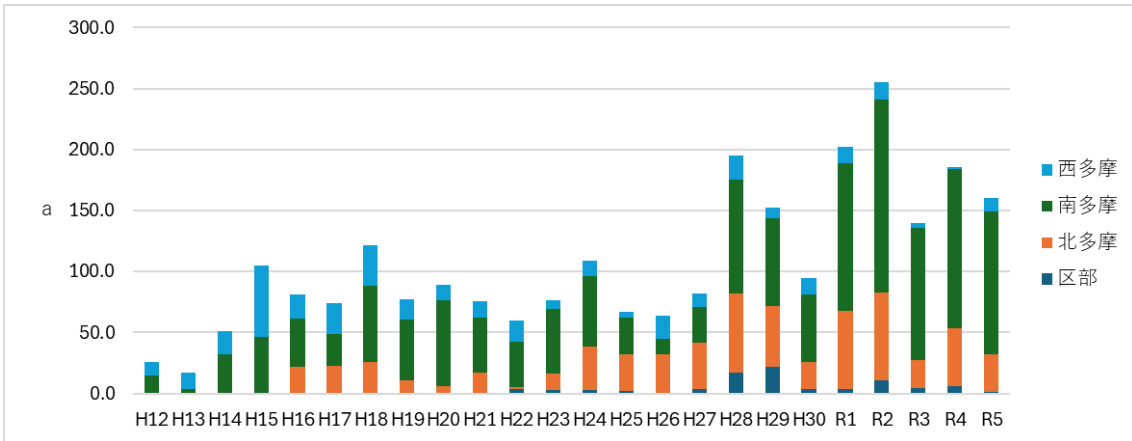


図7. ハクビシンによる農業被害面積の推移

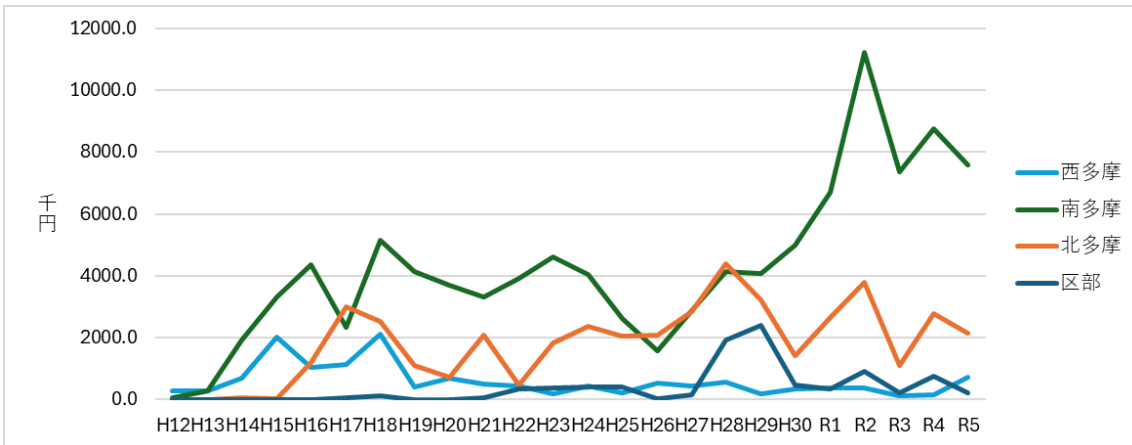


図8. ハクビシンによる農業被害金額の推移

(4) 感染症

アライグマ・ハクビシンは、法令上、発生の際に通報義務がある狂犬病、エキノコックス症、重症急性呼吸器症候群（SARS）、日本紅斑熱、ツツガムシ病、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）、レプトスピラ症、E型肝炎の8種をはじめ、複数の人獣共通感染症を媒介する可能性が知られている（表2）。

加えて両種からはペットに重篤な感染症を引き起こす病原体も検出されており、アライグマ・ハクビシンとペットが直接または間接的に接触するリスクが高くなる市街地などではこのような感染症への警戒も必要となる。

都や区市町村は、捕獲従事者や捕獲に協力する都民等だけでなく、広く都民一般にもこうした事実を的確に周知していく必要がある。

表2. アライグマ・ハクビシンの媒介リスクに留意すべき感染症

1. 人間への感染の恐れがある疾病		
感染症	主な感染経路	
狂犬病	だ液 → 咬み傷	
皮膚糸状菌症	皮膚 → 接触感染	
疥癬		
トキソプラズマ症	排泄物 → 手指に付着 → 経口感染	
エキノコックス症		
アライグマ回虫幼虫移行症		
重症急性呼吸器症候群（SARS）	体液、分泌物 → 飛沫感染	
重症熱性血小板減少症候群（SFTS）	血液、体液、分泌物、排泄物 → 接触感染又は経口感染	
日本紅斑熱	外部寄生動物媒介	マダニ類の刺咬
ツツガムシ病		ツツガムシの刺咬
レプトスピラ症	環境媒介	水への接触
E型肝炎	動物性食品媒介	汚染食品の摂取
サルモネラ菌食中毒		
エルシニア菌食中毒		
カンピロバクター菌食中毒		
2. ペットへの感染の恐れのある疾病		
ジステンパー		
バルボウイルス感染症		
アデノウイルス感染症		
レプトスピラ症		
重症熱性血小板減少症候群（SFTS）		

※感染症名欄が灰色のものは法令上の通報義務がある8種

3 対策状況

(1) 取組区市町村

防除実施計画への参加（同意）区市町村は、計画策定以降順次増加し、島しょ部を除く全 53 区市町村のうち、現在は 50 区市町村にまで拡大した（表 3）。

農作物獣害対策事業等の実施区市町村を含めると、51 の区市町村がアライグマ・ハクビシン対策に取り組んでいる¹（図 9）。

表3. 防除実施計画参加区市町村の推移(令和8年4月)

年度	区部	多摩部	累計自治体数
H25		あきる野市	1
H26	文京区、品川区、大田区、世田谷区、渋谷区	福生市、府中市	8
H27	葛飾区、新宿区、北区、杉並区、中野区、豊島区	瑞穂町	15
H28	荒川区、江戸川区	狛江市、西東京市、武蔵村山市	20
H29	目黒区、板橋区、足立区	昭島市、東大和市、日の出町、小平市	27
H30	練馬区、港区	町田市、日野市、東村山市、清瀬市、八王子市	34
R1	台東区	青梅市、国立市	37
R2		武蔵野市、多摩市	39
R3	江東区	小金井市	41
R4		国分寺市、立川市	43
R5	中央区、墨田区	羽村市	46
R6		調布市	47
R8		三鷹市、稲城市、奥多摩町	50

¹ 区市町村によっては防除実施計画への参加年度と捕獲開始年度が異なる場合がある。

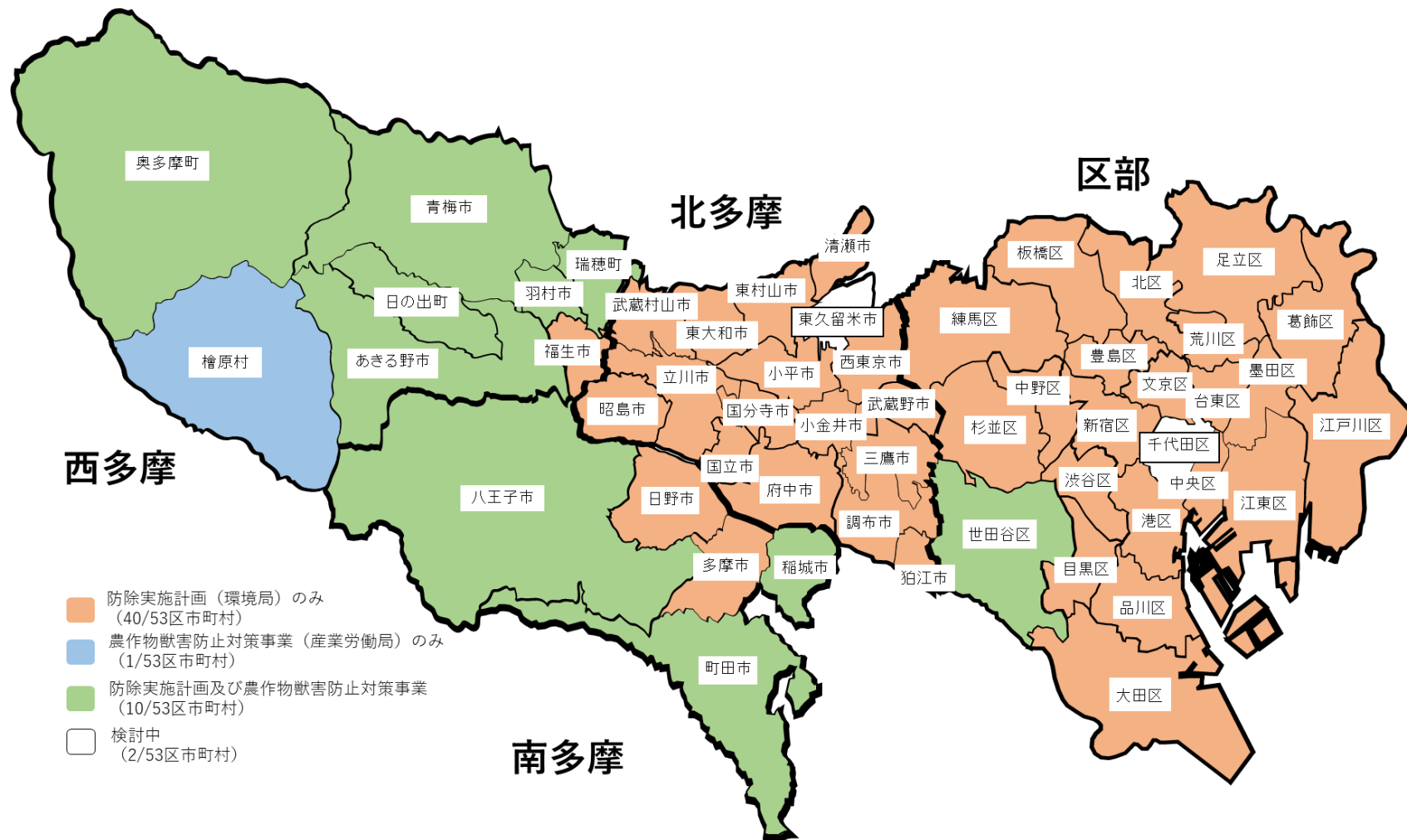


図9. 区市町村別のアライグマ・ハクビシン対策取組状況（令和8年4月）

(2) 捕獲状況

ア. アライグマの捕獲数と捕獲分布

アライグマの捕獲数は継続して増加傾向にある。多摩部の丘陵地周辺での捕獲が多いが、近年は区部での捕獲も増加している。平成 25 (2013) 年度に外来生物法に基づく防除実施計画が策定されたことにより開始された防除捕獲²は、近年大幅に増加し、令和 6 (2024) 年度は総捕獲数の約半数となっている (図 10、11)。

なお、アライグマは特定外来生物であり、外来生物法に基づく防除捕獲が可能であるが、東京都においてはほとんどが「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。)に基づく捕獲(捕獲許可を得て行う捕獲)である。

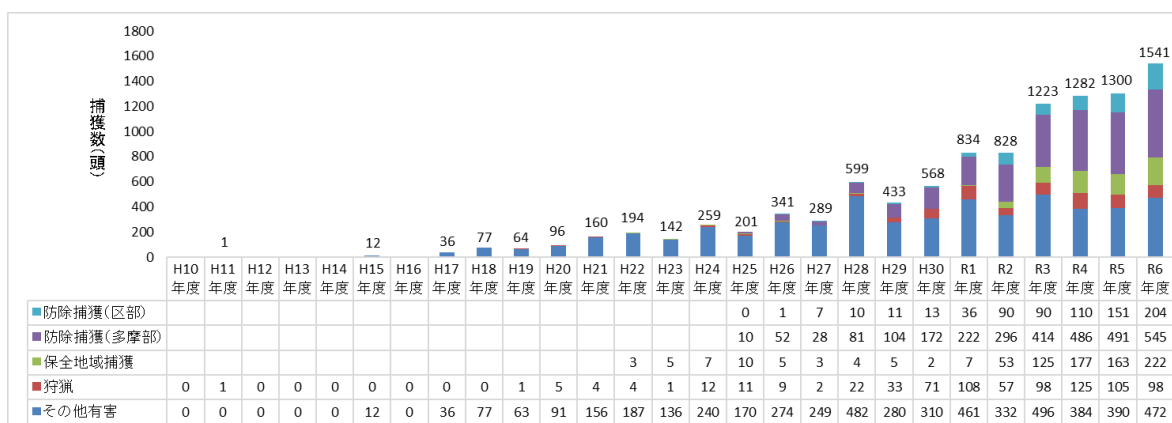


図10. アライグマ捕獲数の推移

² 防除捕獲その他の捕獲の分類は以下のとおり

防除捕獲・・・区市町村が防除実施計画に基づき生活環境被害対策や生態系被害対策等として行う捕獲

保全地域捕獲・・・東京都環境局が保全地域(都自然保護条例)で生態系被害対策として行う捕獲

狩猟・・・狩猟者が猟期に行う捕獲

その他有害・・・農業者が農作物獣害対策として行う捕獲や、施設管理者等が生活環境被害対策等として行う捕獲

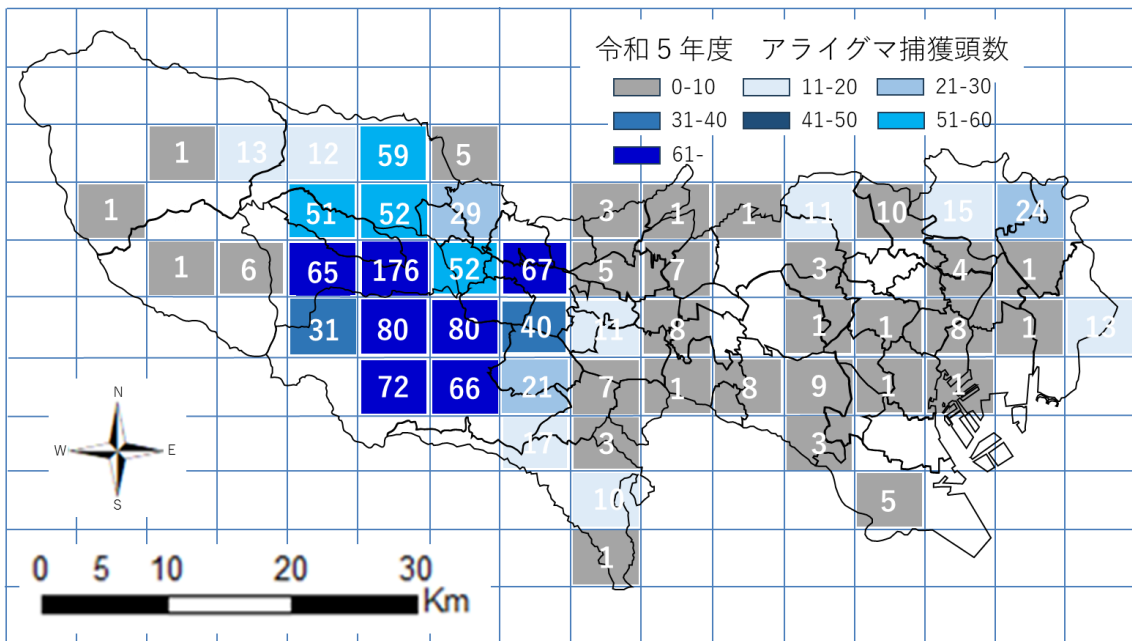
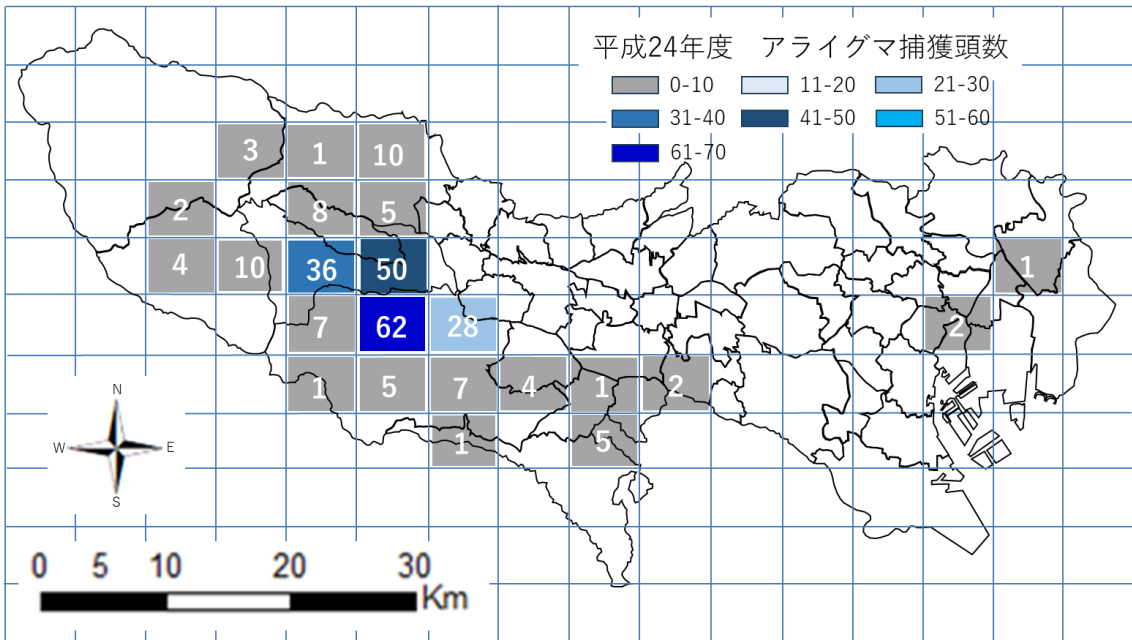


図11. アライグマの捕獲分布の変化(上:平成24年度、下:令和5年度)

イ. ハクビシンの捕獲数と捕獲分布

ハクビシンの捕獲数は横ばい傾向となっており、近年は 600 頭程度となっている。都内のほぼ全域で捕獲されており、令和 6 (2024) 年度は総捕獲数の約 7 割程度が防除実施計画に基づく捕獲である (図 12、13)。ただし、ハクビシンは特定外来生物ではないため、捕獲は鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可を受けたものである。

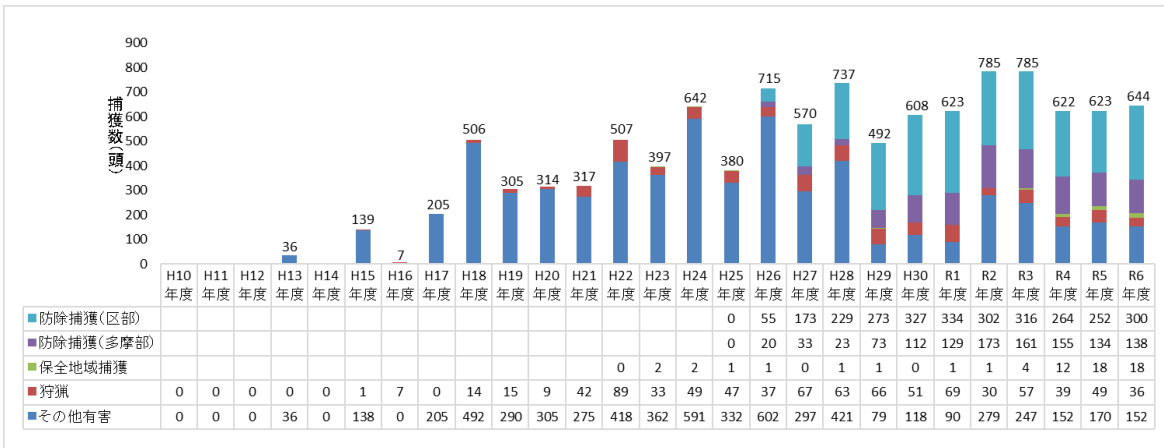


図12. ハクビシンの捕獲数の推移

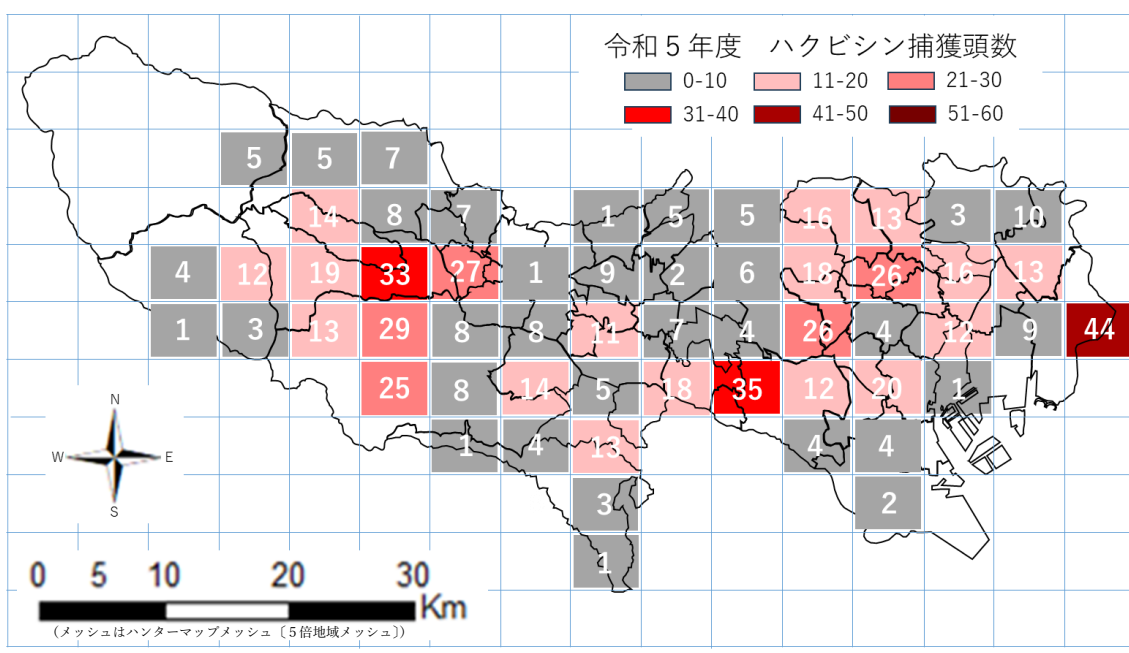
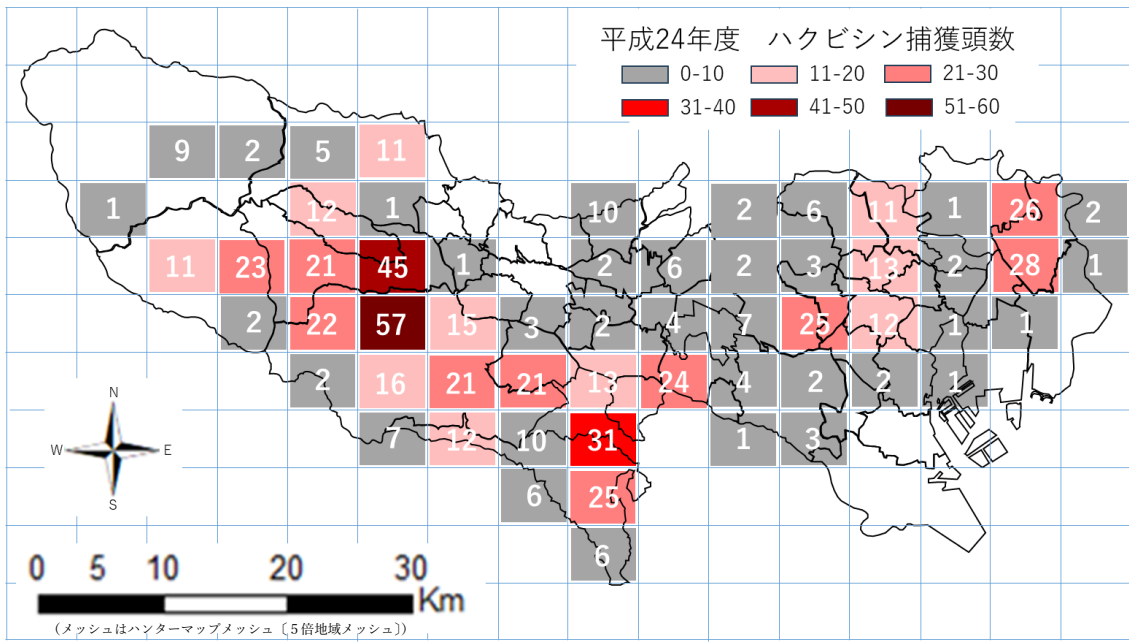


図13. ハクビシンの捕獲分布の変化(上:平成24年度、下:令和5年度)

(3) 防除捕獲における捕獲効果の検証

防除捕獲は、防除実施計画への参加区市町村（p9、図9参照）が主に生活環境被害対策や生態系被害対策等として行う捕獲であり、主に住宅地とその周辺において実施されている。捕獲作業のデータは区市町村を通して収集されており、参加区市町村の増加によって面的な情報として把握できるようになってきた。

捕獲努力量³は区部と多摩部のいずれにおいても大幅に増加してきている。区部のアライグマのCPUE⁴は、ハクビシンに比べて低いものの平成30（2018）年度以降増加傾向にある。一方ハクビシンのCPUEは、令和元（2019）年度までは年によって変動があったが、令和元（2019）年度以降減少傾向にある（図14）。多摩部のアライグマのCPUEは、平成27（2015）年度以降増加傾向にあり、ハクビシンのCPUEは、平成28（2016）年度以降増加傾向にあったが、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度は横ばい傾向、令和3（2021）年度からは減少傾向にある（図15）。

東京都では両種の捕獲事業として、アライグマ、ハクビシンともに同じ捕獲圧をかけている中で、ハクビシンのCPUEは減少傾向にあり、相対的な生息密度は低下した可能性がある。一方、アライグマのCPUEは増加傾向にあるため、今後も捕獲圧を高めていかなくは、生息数の削減及び分布域の縮小には至らない。

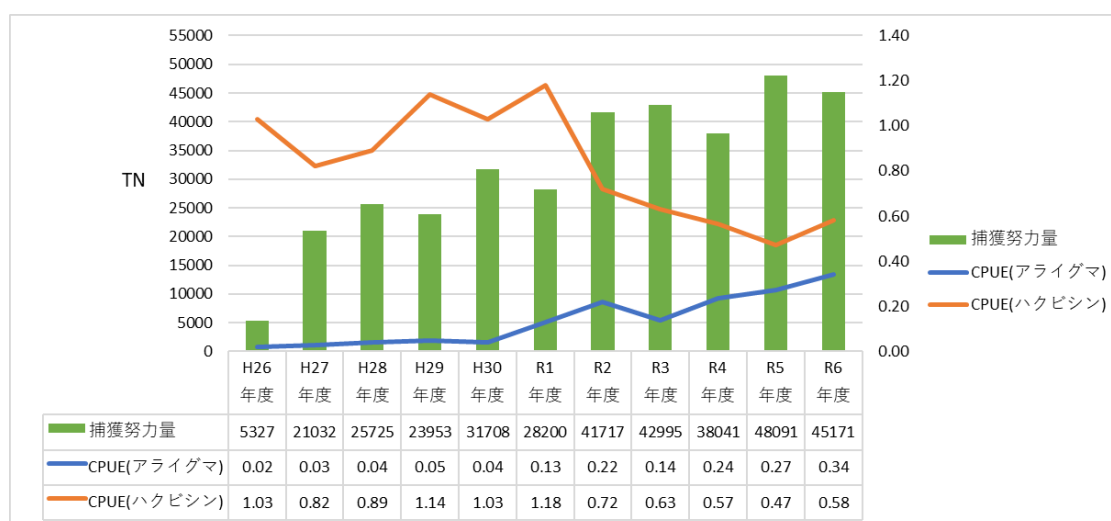


図14. 区部の防除捕獲における捕獲努力量及びCPUEの変化

³ ここではTN（Trap Nightの略。ワナ設置数×設置晩数で算出される。1つのわなを1晩設置した捕獲努力量は1TN）を用いている。

⁴ Catch Per Unit Effort（＝単位捕獲努力量あたりの捕獲数）の略。捕獲数は生息密度が同じでも捕獲努力量によって変動する（捕獲努力量を増やせば捕獲数は増加する）ので、生息密度の指標にはならない。CPUEはおおまかに生息密度とその変化を反映することから、生息密度と捕獲事業の効果を測る指標の一つとして用いられる。ここでは100TNあたりの捕獲数（（捕獲数/TN）×100）で算出している。

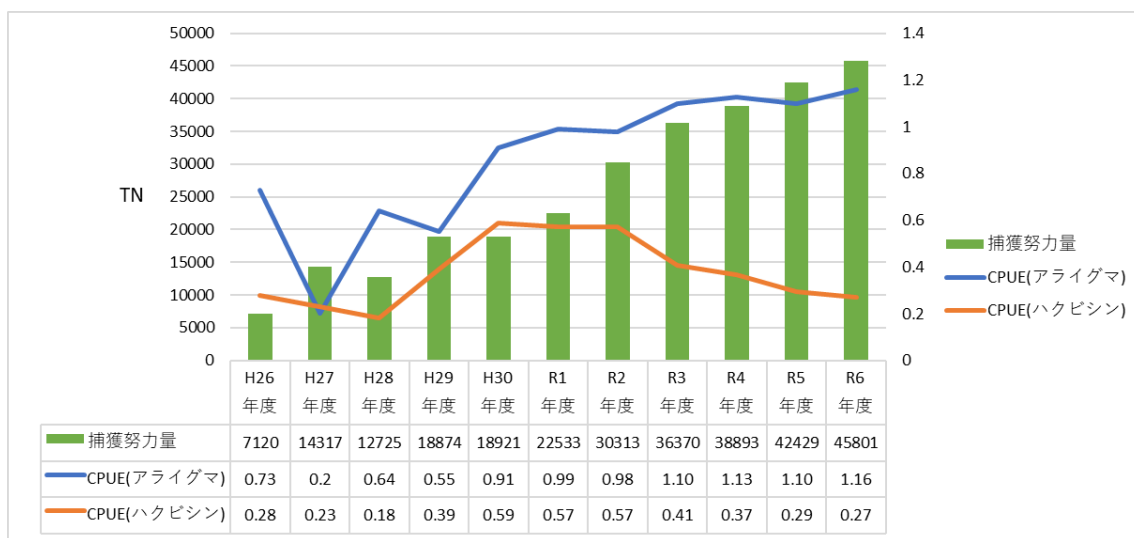


図15. 多摩部の防除捕獲における捕獲努力量及び CPUE の変化

(4) 保全地域や都立公園等における捕獲の取組

東京都の保全地域の一つである横沢入里山保全地域では、希少な両生類であるトウキョウサンショウウオ等の保全対策の一環として、生息環境の改善とともに、平成 22 (2010) 年度からアライグマの駆除を実施してきた。

その結果、対策実施後からトウキョウサンショウウオの卵のうの確認数が増加傾向となり、平成 22 (2010) 年度調査では 510 房だったものが令和 7 (2025) 年度には 748 房まで回復した (西多摩自然フォーラムの調査による)。

また、横沢入里山保全地域以外の複数の保全地域や一部の都立公園等でアライグマ、ハクビシンの捕獲を実施しており、捕獲数は増加傾向にある。しかしながら、捕獲作業が行われている公園緑地は限定されており、今後は公園緑地での捕獲を拡充していく必要がある。

4 各種支援及び情報提供等

都は、区市町村の担当者に向けた技術的支援として、外来種問題やアライグマ・ハクビシン対策を進めるための基本的考え方や適切な捕獲・処分を行うための指針を整理した「アライグマ・ハクビシン対策マニュアルー自治体担当者向けー」(令和 5 年 3 月)を作成し、配布した。加えて「アライグマ・ハクビシン対策講習会」を年に 2 回、「アライグマ・ハクビシン対策自治体意見交換会」を年に 1 回開催するとともに、各区市町村から提供を受けた捕獲データ及びアンケート等を集計し、その結果を区市町村に提供した。

平成 26 (2014) 年度から、防除実施計画に参加 (同意) してアライグマ・ハクビシン対策を実施している区市町村に対し「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業」による財政支援を行い、令和 6 (2024) 年度からは名称が変更となり「東京都区市町村との連携による環境政策加速化事業」による支援が開始された。

都民に対しては、ホームページの活用等により、アライグマ・ハクビシンの被害予防対策や基礎知識について普及啓発を図るとともに、本計画に基づく防除事業の周知に努めた。

5 成果と課題

これまで、「生態系、農業、生活環境等に関する被害の軽減」「生息数の削減及び分布域の縮小（アライグマについては最終的には根絶）」を目標に、防除拡大の取組を進めてきた。

その結果、期間中にアライグマ・ハクビシン対策を行う区市町村数は大幅に増加し、都内の9割以上の区市町村において各種のアライグマ・ハクビシン対策が行われるようになった。加えて未だ十分ではないものの、区市町村等から収集する捕獲記録等のデータが蓄積され、捕獲努力量や捕獲効率の推計が可能となりつつあり、防除の全体像が概括的に捉えられるようになった。

また、保全地域では長期にわたる捕獲や環境整備の取組の結果、トウキョウサンショウウオの生息状況の改善などの効果も出てきている。

しかしながら、現時点では個別事例あるいは限定された地域における被害軽減等があるにとどまり、広域的に明確に被害や個体数が減少したと判断できる状況は確認されておらず、分布域が縮小したという情報も得られていない。

これは、捕獲努力が不十分な（捕獲率が増加率を下回る）地域や、生息が見込まれるものの捕獲作業が行われていない地域があるためである。引き続き、都内全域で効果的なアライグマ・ハクビシン対策を進めていく必要がある。合わせて、捕獲従事者の育成と捕獲従事者から収集した捕獲データの解析促進が重要である。

第3章 本計画の内容

1 計画の目標

前計画では、「生態系、農業、生活環境等に関する被害の軽減」「生息数の削減及び分布域の縮小（アライグマについては最終的には根絶）」の2つの目標を定めたが、いずれの目標も未達成であることから、本計画では引き続き、以下のとおり目標を定めることとする。

- ・生態系、農業、生活環境等に関する被害の軽減
- ・生息数の削減及び分布域の縮小（アライグマについては最終的には根絶）

2 防除

アライグマ・ハクビシンの防除は、都民生活に身近な外来種問題として、都と区市町村が緊密に連携し、地域住民等の参加と協力を得ながら取り組んでいく。

（1）各主体の役割と実施体制

区市町村は、地域住民、農業者、施設管理者等を含む関係団体、研究機関等と連携・協力し、防除に取り組む。また、区市町村で実施した捕獲に関する情報や各種の被害状況等の情報を収集・整理し、都に提供する。

都は、防除実施計画に参加（同意）してアライグマ・ハクビシン対策を実施している区市町村に対し「東京都区市町村との連携による環境政策高度化事業」による財政支援を行う。また、区市町村の取組に対して技術的支援等を行うとともに、区市町村等から収集した情報について、アライグマ・ハクビシンを専門に研究を行っている大学等研究機関と連携・協力をして整理・分析を行い、区市町村にその結果の提供及び対策の改善に向けた助言を行う。このため、アライグマ・ハクビシンの生態や捕獲技術の情報提供をする場として、区市町村担当者・関係者向け、狩猟免許非保持者向けの講習会や意見交換会の機会を設けて実施するとともに、「アライグマ・ハクビシン対策マニュアルー自治体担当者向けー」についても随時見直しを行う。

都は、管理する保全地域や公園緑地等における捕獲に努め、生態系被害や生活環境被害等の防止を図るとともに、生息数の削減により地域のアライグマ・ハクビシン対策に寄与していくために、区市町村や都の関係局間で連携を図る。

（2）捕獲

ア. 法手続き等

① 外来生物法に基づくアライグマの捕獲

本計画は外来生物法に基づく主務大臣（農林水産大臣及び環境大臣）に防除の通知をすることで、本計画に参加している区市町村及び都は、特定外来生物であるアライグマに関しては鳥獣保護管理法によらず、外来生物法に基づく防除として自らアライグマの捕獲を行うことができる。

この場合、捕獲主体たる自治体は、捕獲に従事する者（以下「従事者」という。）の氏名、担当地域などを取りまとめた台帳（資料 2-1）を整備するとともに、従事者に対しては外来生物法に基づくアライグマの捕獲を実施していることを証する書類（資料 2-2）を発行する。区市町村は新年度になり次第、前年度の従事者台帳の写しを都に提出する。

② 鳥獣保護管理法に基づくアライグマ・ハクビシンの捕獲

特定外来生物ではないハクビシンの捕獲については、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可が必要である。アライグマについても外来生物法に基づく防除ではなく、ハクビシンと同様に鳥獣保護管理法に基づく許可を取得して捕獲を行うことが可能である。

捕獲主体たる自治体は、都に対して鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の規定に基づく捕獲許可申請及び同条第 8 項の規定に基づく従事者証の交付申請を行い、許可証及び従事者証の交付を受ける。

イ. 捕獲方法等

上記のとおり、特定外来生物であるアライグマを外来生物法に基づく防除として捕獲する場合には鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可は不要であるが、特定外来生物防除実施要領（令和 5 年 3 月 17 日策定）においては、原則として、使用する猟具に応じ、鳥獣保護管理法による狩猟免許を有する者が当該猟具を使用することとし、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者については、免許非所持者であっても従事者に含むことができるとされている。

一方、ハクビシンについては鳥獣保護管理法の適用を受けるものの、できるだけハクビシンの捕獲を促進できるような運用上の配慮が求められる。

本計画では、こうした両種に係る法適用の違いを踏まえつつ、両種の適切な捕獲の促進と捕獲作業等の安全確保を図る観点から、防除捕獲における捕獲方法等について以下のとおり定める。

- ① アライグマ・ハクビシンの捕獲は、原則として生け捕り型の小型のはこわなやアライグマ専用の捕獲器であるラクーンキューブ等を使用する。わな以外の方法（手取りや網等）を用いる場合は、適切かつ効果的な方法を用いる。
- ② はこわなは、原則としてわな猟免許を有する者が使用する。ただし、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者（区市町村職員等）については、鳥獣保護管理法に基づく捕獲にあつては東京都鳥獣保護管理事業計画の規定により、狩猟免許非保持者であっても捕獲従事者としてはこわなを使用することができるものとする。また、狩猟免許非保持者である地域住民については、外来生物法に基づく捕獲の手続きを行うことで従事者に加えることができ、わなの稼働の確認、わなに触れてのエサ入れ、錯誤捕獲個体の放鳥獣作業を実施できるものとする。

- ③ 都及び区市町村は、狩猟免許非保持者等向けの講習会その他の方法により、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有する者の育成に努める。

ウ. 法令等の遵守

捕獲にあたっては、資料3「捕獲等に関する留意事項」を遵守して行う。

エ. 捕獲技術の検討と還元

個体数の減少を効果的に進めていくためには、被害通報へ対応した捕獲だけでなく、アライグマ・ハクビシンの生態や地域での目撃情報、公園緑地等における生息情報などを考慮した捕獲時期や地域の設定、集中的な捕獲の実施など、さまざまな工夫が必要となる。また、アライグマが多い地域でアライグマを選択的に捕獲する場合は、はこわな以外に、アライグマ専用の捕獲器である、ラクーンキューブ（図16）や誘引餌の不要な巣箱型のわな（図17）等を用いる方法も効果的である。

都は、こうした対策の検討に必要な情報の収集、分析を進めるなど、効果的な捕獲に向けた検討を行うとともに、その成果を自治体等の取組に還元していく。

また、区市町村がアライグマ・ハクビシンの捕獲事業を進めていく上で、捕獲技術や体制において課題や懸念事項等があった際に、区市町村の担当者が個別に専門家等へ相談できる体制を構築する。



図16. ラクーンキューブ (<https://sakae-industry.com/>)

アライグマが前肢を使って餌を手繰り寄せる性質を利用して、わなのトリガーを引かせる構造になっており、この構造によりアライグマ以外の動物が捕獲されにくいようになっている。



図 17. らく〜んキャッチャー(<https://gairaisyu.jp/>)

アライグマの樹洞営巣性という習性を利用した、誘引餌がいない巣箱型わなで、アライグマ以外の動物が捕獲されにくいようになっている。捕獲情報通信システムを搭載すると、一度設置すれば捕獲情報が通知されるまで、見回り等の一切の作業が不要となる。

(3) 捕獲した個体の取扱い

動物福祉に配慮し、麻酔薬の投与、もしくは二酸化炭素の吸入等による安楽死処置を行う。とくに二酸化炭素の吸入においては、苦痛を与えないよう注意することが重要である(参考資料：アライグマ防除の手引き(令和7年3月改訂版) 環境省 [araiguma_tebiki_kansei.pdf](#))。さらに当該個体の致死を確認後、公衆衛生の観点から、原則として焼却により適切に処理する。都及び区市町村は、これらの処理が適切に実施されているかを監督する。

(4) 錯誤捕獲等により確保された個体の取扱い

アライグマ・ハクビシンが錯誤捕獲等により確保された場合は、原則として放獣は行わず、確保された場所が存する区市町村により、上記(3)の捕獲した個体と同様に取り扱う。

(5) 合意形成

防除に当たっては、地域住民、土地所有者、施設管理者等への情報提供や普及啓発を進めながら、防除への合意形成に努める。

(6) モニタリング等

都は、区市町村から捕獲に関する情報(設置したわなの位置、個数、期間、捕獲数等)、目撃情報、被害情報等の提供を受けるとともに、本計画に基づかない事業や民間による捕獲情報の把握に努め、これらを整理・分析して区市町村へ提供するものとする。

また、都は必要に応じて区市町村等からの情報だけでは収集できないアライグマ・ハクビシンの生息状況（分布、生息密度等）、農業や生態系等の被害状況、生態や行動等の把握のためのモニタリング調査や関連情報の収集・整備等を1～2年に1度実施し、本計画の取組効果の検証や捕獲等の取組の改善、計画の見直し等に反映するよう努める。また、公園緑地などのねぐらや生息域となっている箇所の調査を行うことにより、区市町村のほか、土地・施設管理者が行う効果的な捕獲に繋げていく。

（7） 被害予防対策

被害の予防には、捕獲とともに、日頃から地域において餌資源や繁殖場所をなくすなどの環境整備を継続的に行っていくことが重要である。

都と区市町村は、清掃や農業、環境などの各種部門が連携し、ごみ出しルールの徹底、庭木に残る果実や放棄農作物などの適切な処理、ねぐらとなる家屋の破損個所の修理、空き家に関する注意などの周知を図り、地域全体でアライグマ・ハクビシンを誘引する要因の排除に努める。人獣共通感染症についても、これまでにアライグマ・ハクビシンを原因とする発生の報告はないが、保健所等の関係機関と連携して捕獲の従事者等への周知徹底を図るとともに、発生に際しては速やかに適切な対応を行う。

3 計画の推進

都は、アライグマ・ハクビシンの捕獲状況や各種の調査結果等を踏まえ、対策の効果を検証して更なる防除を推進するための検討を行うことを目的として、学識経験者、自然保護団体、獣医師、捕獲事業者、区市町村及び庁内の行政関係者等で構成される「東京都外来鳥獣（アライグマ・ハクビシン）防除対策検討委員会」を設置している。

検討委員会では、防除実施計画の進捗や捕獲の実施方法、技術的アドバイスその他のアライグマ・ハクビシンの防除に関する議論を行い、都はこれらの意見を施策に反映させるとともに、必要に応じて区市町村への情報提供を行うよう努める。

4 普及啓発

防除事業を進めるには、地域住民や関係者の理解と協力が必要である。都と区市町村はともに連携、協力し、パンフレットやホームページ、都民が利用する各種公共施設等の活用により、アライグマ・ハクビシンの生態、被害実態、人獣共通感染症への注意喚起、捕獲や環境整備の必要性と対策内容等について普及啓発を図るとともに、本計画に基づく防除事業の周知に努める。